

においては、予算統制のうえから契約の総価額の確定は重要な意義をもつものである。総価契約は単価契約に対する概念である。

第3節 長期継続契約

1 長期継続契約の意義

地方自治法第234条の3は、「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」と規定している。これが長期継続契約といわれるものである。

この規定は、予算の単年度主義に対し特例を定めたものである。すなわち、地方自治法第214条においては、「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」として継続費等を除き、翌年度以降にわたる債務の負担については、予算で債務負担行為として定めておかなければならないと規定している。

ところでこれらの契約のうちとくに電気、ガス、水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約、すなわち電灯電力、ガス、水道、電信電話等のごとき契約は、およそ地方公共団体の存在する限り、1日も欠かすことができないものであり、個人の私生活に例をとれば、それはいわば生活をするうえの絶対的な要件とされるものであるから、毎会計年度更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結することができるとするのが合理的であることはいうまでもない。

なお、この長期継続契約の締結は、長限りでこれを行うのであり、地方自治法第214条の「債務負担行為」として予算でこれを定める必要がないことはいうまでもない。また、これらの契約の締結については、議会の議決は要しない。ただ、地方自治法第234条の3の後段で、本条前段の規定により長期にわたって契約を締結することができるものについても、それはあくまで

各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならないと規定している。これは、地方自治法第214条の規定による債務負担行為により契約を締結した場合はそれが義務費となるが、本条の規定による長期継続契約は、当該契約を締結することによって必ずしもそれが義務費となるものではないことを明らかにしたものである。たとえば、ある者が所有している建物を地方公共団体が賃借し、その賃借料は年額により定め毎年定期に定額を支払い（支払年額は同額）、25回分の賃借料を支払った場合には、その建物は当該地方公共団体に無償で譲渡するという内容の建物賃借契約の締結については、25年間にわたって賃借料を支払うことが義務づけられることとなるのであるから、したがって本条の規定の適用はなく、このような契約については債務負担行為として議会の議決を要するものと解されている（行実S39.11.30）。

さらに、長期継続契約の締結の場合の長期とは何年程度を指すかという問題があるが、これは契約締結の権限を有する者の判断で決定できるものである。ただ、長期という場合、永久的にこれを決定してよいかどうかについては消極に解する。つまり、この長期という場合の長期とは、合理的な期間という意味である。

○建物賃貸借契約と債務負担行為（昭和39・11・30行実）

問 A所有の建物を県が賃借し、その賃借料は年額により定め毎年定期に定額を支払い（支払年額は同額）、25回分の賃借料を支払った場合には、Aは県に所有権を無償で譲渡するという内容の建物賃貸借契約は、地方自治法第234条の3の長期継続契約とすることが可能であり、長期継続契約とした場合にあっては、同法第214条の債務負担行為として議会の議決を経る必要はないと思うがどうか。

答 当該建物の無償譲渡を受けるためには、25年間にわたって定額の賃借料を支払うことが義務付けられることになるのであるから、設問の契約については、債務負担行為として議会の議決を経ておくべきものと解する。

2 長期継続契約のできる契約

長期継続契約のできるものは、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約、その他政令で定める契約として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に

〔契約九三〕

二六八

④ 翌年度以降に支出義務を伴う契約を法第214条の規定による債務負担行為として締結したものであれば、それは義務費となるが、法第234条の3の規定により、長期継続契約として締結したものであれば、同条に規定するように、それはあくまでも各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けるものである。このことは、当該契約を締結することによってそれは必ずしも義務費となるものではないとするものであり、債務負担行為によるものと異なるものである。

◇長期継続契約の締結には、債務負担行為の設定が必要か

⑤ 法第234条の3の長期継続契約締結の場合、同法第214条の債務負担行為の設定が必要か。

④ 長期継続契約の締結は、法第234条の3に定めるところによるのであり、この場合、同法第214条の規定の適用はないものである。この場合、長期継続契約による給付は、毎年度の予算の範囲内で受けるわけで、その旨明記しておく必要がある。

◇長期継続契約と債務負担行為

⑤ 賃借料年額10万円で5年間建物を賃借する契約は、一般的には債務負担行為として予算に定めておく必要があるものと解するかどうか。

④ 長期継続契約は、契約のみを長期間継続して後年度にわたって締結する契約をいい、法第214条の債務負担行為として予算でこれを定める必要はない(昭38.12.19行実)。この契約は、あくまで契約のみの特例であるから、長期継続契約を締結した場合において、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内において給付を受けなければならないが、もし、当該契約が各年度の予算まで義務づけることになれば、債務負担行為として予算措置が必要となる。

本件においては当該契約中に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金

額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する旨の条項があるので、このような条件のある契約は、各年度の予算までを義務づけしているとはいえず、したがって、解除権を留保した長期継続契約は、債務負担行為として予算でこれを定める必要はない。

なお、債務不履行による契約解除の場合には、損害賠償を請求されるが、約定解除の場合には、これは認められず、契約の中にこの条件を付す実益がある。

◇長期継続契約を締結することができる条例の規定内容

(問) 令第167条の17で規定する翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものが長期継続契約の対象範囲とされているが、この場合の条例の具体的な規定内容はどのようなものが考えられるのか。

(答) 平成16年法律第57号による法の改正により、政令で定める一定の契約については、毎年度契約締結を繰り返すことなく、長期にわたって契約を締結できることとなり、地方公共団体における事務の合理化・効率化が図られることとなった。

設問の長期継続契約ができる契約に係る条例の規定内容であるが、例えば、OA機器のリース契約、庁舎管理・警備・清掃業務の委託契約、電話交換業務の委託契約、公用車のリース契約など、年度を超えて、日常的・継続的・反復的な業務に係る契約等について、地方公共団体の自主的な判断でその内容を決定することとなる。

◇長期継続契約と土地家屋の賃借契約

(問) 長期継続で土地家屋の賃借契約を締結する場合、月何円又は年何円と記載することは、将来を拘束することになるので、債務負担行為にならないようにするためには契約書に地代家賃の額をどの